

クロルピリホスに係る御意見

取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。

なお、クロルピリホスに関しては、計 42 件の御意見をいただきました。

番号	主な御意見の概要	回答
1	(経過措置に関する御意見) 新基準の適用までの期間が短く、対応が困難なので数年間の経過措置を設けていただきたい。 理由としては、生産国での農薬管理体制整備、代替手法への移行、サプライチェーン全体への周知、検査体制整備、契約済み原料や在庫への対応に時間が必要であることが挙げられる。 また、猶予期間が短い場合、供給不足、食品ロス、コスト増加、不適合品の増加につながる。	【回答 1】 クロルピリホスについては、ストックホルム条約の第 12 回締約国会議（COP12）において、製造・使用等が禁止される附属書 A（廃絶）への掲載が決定しており、締約国は、令和 8 年 12 月 16 日の条約発効までに必要な対応を進めることとされています。そのため、クロルピリホスの製造・使用等の廃絶に向けた取組を国際的に協調して行うこととなると承知しており、我が国においても、同条約の発効に合わせて施行することとして意見募集を行ったところです。 今般、いただいた御意見等を踏まえ、原則として告示の日に施行することとした一方、基準値を引き下げる品目については、他の農薬と同様に、施行期日を「告示の日から起算して一年を経過した日」とすることとしました。また、施行日前に製造等された食品について、一定の経過措置を設けることとしました。 国際的な動向等を踏まえつつ、本改正が円滑に施行されるよう、引き続き、関係府省と連携し、関係事業者への改正内容の周知等に取り組んでまいります。

2	（既存在庫や流通品の取扱いに関する御意見） 既に契約・生産・輸送・保管されている原料や製品について、新基準適用後も一定条件で流通を認めていただきたい。 基準変更前に適法に生産・契約された在庫が使用不能となることで、大量の食品ロスや経済的損失が発生する懸念があるため、既存在庫や流通品の取扱い方針を明確化していただきたい。 急激な規制強化により、供給不足、価格高騰、輸入停滞、事業者負担の増加等、市場全体への影響を懸念する。原料調達やサプライチェーンの安定性を損ない、消費者の選択肢や安定供給にも影響が及ぶのではないかな。	【回答2】 施行日前に製造等された食品に係る取扱いについては、【回答1】を御覧ください。
3	（海外への情報提供についての御意見） 食品によっては小規模生産者が多く、トレーサビリティや農薬管理体制が十分ではなく、新基準への迅速な対応が困難である。規制導入と現場運用の間にギャップがある。 また、生産国側での制度運用や農薬管理の徹底には民間企業だけでは限界があるため、日本政府による生産国政府への周知、協議、制度整備支援、情報共有の強化を求める。	【回答3】 今回のクロルピリホスの基準値削除（一律基準管理への移行）については、令和8年5月5日から同年7月4日までの期間、WTO/SPS協定に従い、加盟国からの意見提出の機会を設けました。 引き続き、関係府省と連携し、加盟国に対して改正の内容を報告する等、改正内容の周知等について取り組んでまいります。 本改正の背景については、【回答1】を御覧ください。
4	（基準超過の懸念等についての御意見） 現行の基準を超えない程度の微量検出事例があることや、非意図的混入や環境残留によって新基準を超過する可能性があり、現行基準の維持を求める。 一律基準ではなく段階的な引き下げや品目特性を踏まえた基準設定をしていただきたい。摂取実態や加工工程による残留低減効果などを踏まえたリスク評価を行っていただきたい。	【回答4】 本改正の背景については、【回答1】を御覧ください。

5	(政府の対応についての御意見) 施行期日が「令和8年12月頃」とされた科学的・行政的根拠(リスク評価、輸入実態、流通在庫、分析体制、国際整合性、流通影響等)並びに具体的な決定時期、決定会議体及びその決定プロセスについて、明確な説明を求める。 基準値引き下げに関して、国内業界団体からの意見や各国の使用実績など、把握している関連情報を求める。 日本政府が、主要生産国政府に対して今回の規制内容をどのように周知・協議しているのか、また今後の制度整備支援や運用強化に向けた具体的な方針について、説明を求める。 クロルピリホスに関する最新の食品健康影響評価結果(日本国内のもの)について情報提供を求める。	【回答5】 決定時期及び決定プロセスについては【回答1】を、他国への周知については【回答3】を御覧ください。 なお、【回答1】に記載のとおり、今般いただいた御意見等を踏まえ、原則として告示の日に施行することとした一方、基準値を引き下げる品目については、他の農薬と同様に、施行期日を「告示の日から起算して一年を経過した日」とすることとしました。 今回の農薬キノクラミン等5品目の残留基準の設定に関する審議過程については、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の資料及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 (農薬・動物用医薬品部会の資料) https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting_materials/review_meeting_011 (食品健康影響評価) https://www.fsc.go.jp/hyouka/ 今回の農薬クロルピリホスの残留基準の設定に関する食品健康影響評価の結果は、令和8年2月25日に公表されております。詳細については、以下を御覧ください。 https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya26021902613
---	---	--

いただいた御意見（クロルピリホスに係るものを除く。）

番号	御意見	回答
1	【意見 1】 殺菌剤残留数値の引き上げ数値が以前の何倍にもなっているところが気になります。特に肉とか主要野菜。本当に安全なのか気になります。また日本は添加物を使った食品が多すぎるとも思っています	【回答 1】 消費者庁では、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会における専門家や消費者の御意見を踏まえ、農薬等の残留基準を設定しています。 なお、食品健康影響評価においては、人が一生にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定されており、ADI を超えない範囲で残留基準を設定しています。 また、食品の安全性の確保については、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。
2	【意見 2】 意見 残留農薬基準については、国民の健康を最優先に考え、今後も基準を緩和するのではなく、より厳格な方向で見直しを進めるべきであると考えます。 今回の改正では一部食品の残留基準が引き下げられており、この方向性には賛成します。しかし、食品は子どもや妊婦を含むすべての国民が毎日摂取するものであり、農薬は複数の食品から継続的に摂取される可能性があることから、安全性については十分な余裕を持った基準を維持することが重要です。 日本では多くの農薬が使用されており、国民の健康や食の安全に対する不安を抱く消費者も少なくありません。したがって、今後の制度見直しにおいても、残留基準を安易に緩和することなく、科学的知見に基づき、可能な限り厳しい基準を維持・強化することを要望します。	【回答 2】 残留基準の設定等については、【回答 1】を御覧ください。 また、残留基準の設定に当たっては、食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において審議し、こども、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含め、国民の健康に影響が生じないようにしています。
3	【意見 3】 本改正案については、国民が安心して食品	【回答 3】 残留基準の設定等については【回答 1】を、

	を選択できるよう、より慎重な対応を求めます。 まず、残留基準を改正する科学的根拠について、専門家だけでなく一般の国民にも理解できるよう、評価の過程やデータをより分かりやすく公表してください。 また、子どもや妊婦、高齢者など健康への影響を受けやすい人を前提とした安全性評価を一層重視すべきです。複数の農薬や食品添加物を日常的に摂取することによる複合的な影響についても、より慎重な評価を求めます。 さらに、日本では多くの食品添加物が使用されており、国民の間には食品添加物や農薬の安全基準に対する不安や懸念があります。今回の残留基準の改正についても、「安全と判断した」という結論だけではなく、その根拠や海外基準との比較、安全性の考え方について丁寧に説明し、国民が納得できる形で制度を運用していただきたいと考えます。 食の安全は国民の健康に直結する重要な問題です。利便性や流通を優先するのではなく、予防原則に立ち、より厳格な安全基準と透明性の高い情報公開を求めます。	子どもや妊婦への影響については、【回答 2】を御覧ください。 複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも評価手法として確立したものはありません。FAO/WHO では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) 等において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。
4	【意見 4】 食品添加物等の規格基準の一部を改正する告示案に関する意見書 私は現在、学校給食の現場に携わっている者です。日々、成長期にある多くの子どもたちの健康を守り、安全で安心な食事を届ける責任を担う当事者の立場から、本改正案に対して意見を提出いたします。 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示案における農薬キノクラミン等 5 品目の残留基準の改正について、国民の健康と食の安全を脅かす可能性のある安易な基準緩和措置に対して極めて強い危機感を持ちます。国際基準との調和や流通の利便性、あるいは貿易上の手続きの円滑化を優先するあまり、未来を担う子どもたちが長期間にわたりこれら	【回答 4】 残留基準の設定等については【回答 1】を、子どもや妊婦への影響については【回答 2】を、複数の化合物による複合的な影響等については【回答 3】を御覧ください。 今回の農薬キノクラミン等 5 品目の残留基準の設定に関する審議過程については、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 (農薬・動物用医薬品部会の資料) https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting_materials/review_meeting_011 (食品健康影響評価) https://www.fsc.go.jp/hyouka/

の化学物質を摂取し続けた際の人体への蓄積リスクや、次世代への健康影響が形骸化した科学的データによって軽視されるべきではありません。利便性よりも子どもたちの生命の安全を最優先とした厳格な基準の維持、および現場任せにしない行政主体での厳格な検査体制の構築を本改正案の運用の枠組みに明記することを強く要望します。 この意見に至った具体的理由・詳細 一、学校給食の現場における責任とキノクラミン等の安易な緩和がもたらすリスク 厚生労働省および食品安全委員会は、農薬キノクラミン等5品目の食品健康影響評価資料に基づき、一日摂取許容量や急性参照用量を算定し、科学的データに基づいて安全性を審議していると説明しています。しかし、これらの一世代のみを対象とした短期・中期の動物実験ベースのデータは、多様な化学物質が溢れる現代社会において、人間が毎日の食事を通じて多種多様な微量農薬を数十年にわたり複合的に摂取し続けた場合の体内蓄積リスクや、アレルギー発症、生殖毒性への影響を完全に予見できるものではありません。 特に今回対象となっているキノクラミンは、水稻などで使用される除草剤であり、その毒性プロファイルにおいては一部に変異原性や、発がん性リスクへの懸念が完全に拭いきれない側面が指摘されています。このような物質について、特定の農産物における残留基準値を現行よりも引き上げる、あるいは新たな国際基準に合わせる形で規制を緩和することは、学校給食という拒否権のない食事を毎日口にする子どもたちの健康に対して、目に見えないリスクを国自らが上乗せしていると言わざるを得ません。 学校給食の現場では、アレルギー疾患を持つ児童や生徒が年々増加しており、食材一つを選ぶのにも極めて細心の注意を払っています。身体が小さく、化学物質に対する感受性が	消費者庁では、農薬の残留基準を設定するとともに、日常の食事を通じた実際の農薬の摂取量を推定するため、マーケット・バスケット方式による調査を実施しております。現在、調査結果における推定摂取量は ADI より十分に低く、残留基準設定が妥当であることが確認されています。詳細については、以下の「食品中の残留農薬等一日摂取量調査結果」を御覧ください。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/standards_cms209_251212_09.pdf なお、食品中の残留農薬等に係る検査については、輸入食品については検疫所が、国内流通品については、自治体において適切に実施されているものと承知しています。食品の安全性の確保については、関係府省が連携し、科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。
--	--

成人に比べて非常に高く、環境ホルモン作用や代謝機能への負荷が大人以上に懸念される子どもたちが対象だからです。一度緩和された基準によって流通した安価な食材は、外食や加工食品、ひいては給食の調達網にも入り込む可能性があり、現場の努力だけで避けることは困難です。食の安全に対する保護者の視線はかつてないほど厳しくなっており、行政に対する不信感も高まっています。これ以上の潜在的健康リスクを子どもたちや現場に背負わせないためにも、流通の利便性を最優先にした安易な緩和方針を止め、毒性評価における安全係数をより厳格に維持すべきです。 二、現場の逼迫とファクトチェックの限界および過去の深刻な流通汚染事例 食の安全確保において、基準値の数値をいくら机の上で議論したとしても、それを水際で監視し排除する流通現場のインフラ体制が機能していなければ、すべての安全神話は絵に描いた餅となります。現在の学校給食や食品流通の現場は、深刻な人手不足や過酷な労働環境、多様化するアレルギー対応などによって、すでに限界まで逼迫しています。 このような状況下で、国が残留農薬の基準を緩和し、実質的な安全性の確認やファクトチェックの責任を各企業や我々のような現場の業者に任せっきりにする対応は、行政の明らかな不作為です。民間業者や学校給食の現場には、入荷する食材一つ一つの農薬残留量を科学的に分析・確認する設備も時間も人員もありません。国が水際での検査の手を抜き、基準を緩めれば、現場がどれほど警戒していても汚染食材の混入を見抜くことは不可能です。このまま現場への丸投げが続けば、ただでさえ余裕のない現場でいつか重大な確認ミスや見落としが起き、子どもたちの命を脅かす大規模な食の事故に発展しかねません。 過去の悲劇的な具体事例を見ても、現場任せ	
--	--

の危険性は明らかです。２００２年から２００３年にかけて発生した中国産ほうれん草の残留農薬問題では、当時の日本の基準値を数十倍から数百倍も上回る有機リン系殺虫剤クロルピリホスが検出されました。しかし、国のモニタリング検査をすり抜けた違反農産物は、現場の業者では見抜くことができず、全国のスーパーや飲食店、加工食品の原材料として大量に市場へ出回り、多くの消費者に摂取された後になってからようやく国が動くという最悪の結果を招きました。

さらに２００８年には、同じく有機リン系殺虫剤メタミドホスが混入した冷凍ギョーザが国内の流通網に深く侵入し、複数の地域で激しい嘔吐や意識障害などの重症者を含む多数の健康被害が発生しました。この際も、多くの被害者が病院に搬送されて原因が究明されるまで、国や検疫所は流通を阻止できず、現場の民間業者や消費者は完全に無防備な状態に置かれました。

これらの事例は、国による水際での強制的な排除が機能しなければ、現場の力だけで食の安全を守ることは不可能であるという動かぬ証拠です。学校給食に携わる身として、万が一にもこのような汚染食材が子どもたちの口に入るようなことがあれば、取り返しのつかない事態になります。人が健康を害さなければ動かないという後手後手の対応方針を根底から改め、各企業や業者への任せっきりの姿勢を排し、本告示案の運用指針においては、国や地方自治体の責任においてキノクラミン等の検査頻度を義務的に引き上げる体制を同時に担保すべきです。

結論

一、キノクラミン等５品目の残留基準改定に関し、海外からの輸入圧力や貿易上の利便性を理由とした安易な基準緩和を一切行わず、発育期にある子どもたちの健康維持を最優先とした、国際基準よりも厳しい日本独自の厳

	格な数値を維持すること。 二、安全確認の責任を各企業や現場の業者に任せっきりにせず、国が主体となって流通市場における抜き取り検査のサンプリング比率を従来の３倍以上に引き上げること。万が一にも基準値違反が確認された場合は、流通経路を川上まで即座に特定し、事業者名の公表とともに全量廃棄・回収を命じる厳格な法的執行体制を明記すること。 三、厚生労働省および食品衛生行政にかかる予算・人員・リソースは、新興の流通利便性や形骸化した安全審査の維持のために消費するのではなく、学校給食をはじめとする日々の食卓の安全を信じて真面目に健康な生活を願う日本国民と子どもたちの生命を絶対に保護するため、最優先で配分すること。	
--	--	--